

令和 8 年 6 月障害福祉サービス等報酬の臨時改定について

- 障害福祉サービス等報酬については、介護報酬と同様に、国経済対策を踏まえて、令和 9 年度改定を待たず、期中改定を実施する。
- 障害福祉分野の職員を対象に月 1 万円程度の賃上げ及び生産性向上等に取り組む事業所に対する上乗せ措置（月 0.3 万円）を講じる。さらに、計画相談支援事業等を新たに処遇改善の対象とする。
- 障害福祉サービス等総費用額が急激に伸びている状況において、営利法人の新規参入の増加等を一因とする人材不足の状況を踏まえ、事業所数が急増するサービス類型（就労継続 B 型、グループホーム等）について、新規事業所に限り、一定程度引き下げた報酬単価を適用する。
- 本来の制度趣旨に沿わない算定が散見される一部加算について適正化等の見直しを行う。

1 障害福祉人材確保に向けた処遇改善支援

介護分野の状況も踏まえ、障害福祉分野の職員の処遇改善、障害福祉サービス等事業者の生産性向上や協同化の促進のため、以下の措置を講じる（令和 8 年 6 月施行）。なお、これらの措置による改定率は +1.84%となる見込み。

- 福祉・介護職員のみならず、障がい福祉従事者を対象に、幅広く月 1.0 万円の賃上げを実現する措置を実施。
- 生産性向上や協同化に取り組む事業者の福祉・介護職員を対象に、月 0.3 万円の上乗せを実施。
⇒合計で、最大月 1.9 万円での賃上げ（定期昇給 0.6 万円込み）を実現する措置。
- これまで処遇改善の対象外だった、計画相談支援、障害児相談支援及び地域相談支援について、新たに処遇改善加算を設ける。
- 令和 7 年度補正予算による緊急的対応として、現在、補助金による賃上げ支援を実施中
【鳥取県障がい福祉従事者処遇改善緊急支援事業補助金（国 10/10）】
 - ・ 月 1.0 万円相当（R7.12 月～R8.5 月の 6 カ月分）の賃上げ支援
 - ・ 処遇改善加算を算定している（予定を含む）事業所を対象。計画相談支援等の処遇改善の対象外サービス事業所については、加算算定に準ずる要件を設定。

2 R8 年度新規開設事業所への応急的な報酬単価の適用

収支差率が高く、かつ事業所が急増しているサービス類型について、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、それぞれの収支差率に応じて、新規事業者に限り、応急的な報酬単価（一定程度引き下げた基本報酬）を適用する（令和 8 年 6 月施行）。

対象サービス：就労継続支援 B 型、共同生活援助（介護サービス包括型、日中サービス支援型）、児童発達支援、放課後等デイサービス

対象事業所：令和 8 年 6 月 1 日以降に新規開設された事業所（既存事業所については従前どおり）

適用期間：令和 9 年度報酬改定までの間

応急的な報酬単価：平均収支差率や給付費に占める基本報酬割合等を踏まえ、▲1%強～▲3%弱程度

※受入ニーズが特に高い重度が児者やサービスが不足している地域の事業所については適用対象外

3 就労移行支援体制加算の見直し等

（1）就労移行支援体制加算の見直し

一般就労への定着に向けた継続的な支援体制が構築されている事業所を評価する就労移行支援体制加算において、同一の利用者について A 型事業所と一般企業の間で複数回離職転職を繰り返し、その都度加算を取得するという、本来の制度趣旨に沿わない形で算定する事業者の報道があること等を踏まえ、一事業所で算定対象となる年間の就職者数に上限（定員数まで）を設定するなど、適正化を行う（令和 8 年 4 月施行）。

<見直し概要>

- ・一事業所で算定可能となる年間の就職者数は、当該事業所の定員数を上限とする。
- ・同一事業所だけでなく、他の事業所において過去 3 年間で算定実績のある利用者について、ハラスメントなどやむを得ない事業で退職した者など市町村長が適当と認めるものを除き、算定不可であることを明確化する。

(2) 就労継続支援 B 型の基本報酬区分の基準の見直し

就労継続支援 B 型の基本報酬については、平均工賃月額によって区分されているところだが、令和 6 年度報酬改定による平均工賃月額の算定方式の見直しにより、想定以上に高い報酬区分の事業者が増えたことに対応し、基本報酬区分の基準の見直しを行う。その際、事業運営に大きな影響を生じないよう、一定の配慮を行う（令和 8 年 6 月施行）。

<見直し概要>

- ・基本報酬の算定基準となる平均工賃月額の引き上げが行われる予定。
- ・令和 6 年度報酬改定前後で区分が挙がっていない事業所については、見直しの適用対象外とする等、配慮措置を講じる。

4 障害福祉サービス等報酬の地域区分の見直し

障害福祉サービス報酬における 1 単位の金額については、1 単位 10 円を基本とし、地域区分による上乗せ割合を乗じて算出することで、人件費の地域差を報酬単価に反映する仕組みとなっている。この地域区分は、原則として、地域における民間の賃金水準を反映して設定されている国家公務員及び地方公務員の地域手当に準拠しているが、公務員の地域手当については、令和 7 年度から段階的な見直しが行われており、これを踏まえて、障害福祉サービスの地域区分についても令和 9 年度の報酬改定に向けて、見直しの検討が進められているところ。

現在、各市町村に対して、今後の障害福祉サービスにおける地域区分に対する意向調査が行われている。

(例)

- ・地域手当の見直しに準拠すると、給付費が急増してしまうため、段階的な上乗せ割合の設定をしてほしい。
- ・地域手当の見直しに準拠すると、報酬額が減少してしまうため、現在の上乗せ割合を維持してほしい。
- ・独自の地域手当を設定しているため、障害福祉サービスの上乗せ割合も当該地域手当に準拠させてほしい。 等